ロイヤルセラピスト協会賛助会員加入規約

（2013年5月1日改訂）

第１条(趣　旨)

ロイヤルセラピスト協会(以下「RTA」という)の賛助会員(以下「加入者」という)は、本規約に定める加入者となるための条件を受諾して、その資格の認定を受けた上、RTAの許諾のもとに、その標章であるRTAの統一的、同一のイメージのもとに、RTAの提唱する趣旨に則した活動をするものとする。

第２条(独立の事業者)

① 加入者は、RTAとは別個独立の事業者であり、RTA の社員・代理人または使用人ではないこと、RTAの立場を騙って法律行為、商行為その他の行為を行なう何らの権限や地位をもつかのような表示を行い、またそのように行動するいかなる権限もないことを確認する。
② 加入者の活動は、すべて加入者の独自の責任と手腕により行なわれ、自らの判断と責任において、従業員の雇用、営業活動等を行うものとする。

第３条(加入資格)

① 加入希望者は、RTAへの加入にあたっては、下記要件を満たさなければならない。
(1) RTA認定講座受講規約に同意していること。
(2) RTAの定める認定試験に合格していること。
(3) 所定の申込サイトから必要事項を入力の上、RTAへ申し込むこと。
(4) 所定の入会金、年会費を指定口座に納めること。
② RTAへの加入は原則として個人としての加入とし、法人が加入しようとする場合には、RTAの文書による承諾を必要とし、本規約のほか、別に定める特約に従うものとする。

第４条(加入審査)

① 加入希望者はRTA所定の加入審査を経て、承認を得られた場合に正式な加入が認められる。
② 加入希望者は、RTA加入承認の決定、ならびに不承認決定に関してはRTAの審査に権限を委ね、審査結果には異議を申し立てないことを予め確認する。

第５条(権利の帰属)

① 加入者は、RTA ならびに RTA 認定講座に関わる著作権、商標権、およびその他一切の知的財産権(RTA ロゴ、商標、テキスト、手順シート、手技、その他教材一式)及びノウハウは、RTA に帰属することを確認する。

第６条(著作権、商標権、およびその他一切の知的財産権の使用権利について)

① 加入者がRTA 認定講座に関わる著作権、商標権、およびその他一切の知的財産権を使用した、RTA 認定講座に関する商行為(教室開催等)を行うためには、RTA 認定講師資格を取得する必要があり、同資格を取得していない者はこれら一切の活動を行う権利がないことを確認する。

第７条(加入者の権利義務)

① 加入者は、RTAの主催する技術勉強会、セミナー等へ参加する資格を有する。
② 加入者は、認定試験に合格した講座内容に従った内容について、名称の如何を問わず、家族や友人に対する無償の施術のみを行うことができるものとし、それ以外の第三者(認定試験に合格していない者にあっては全ての者)への施術や講座開講、有償(無償であっても、他の営業への顧客誘因の目的の場合を含む)の施術や講座開講を行うことはできない。

第８条(禁止事項)

① 加入者は、RTAの協会員としての活動と明確に分離しない態様で、RTAが指定していない講座の開講や商品販売その他事業を行ってはならない。
② 加入者は、自らRTAを名乗り、その他第三者にRTAと誤認させる表現を使用してはならない。
③ 加入者は、RTA認定講座の教材を第三者に配布、転売してはならない。
④ 加入者は、RTA 認定講座の教材を複製してはならない。
⑤ 加入者は、いかなる内容であれ、RTAの名誉を損なうような行為を行ってはならない。

第９条(更新について)

① 加入者の加入期間は、2月～翌1月末日までとする。
② 加入者は、加入期間満了時前にRTAへ更新の申し込みをすることによって、加入資格の更新をすることができる。

第１０条(退会について)

① 加入者が加入期間内の途中に退会を希望する場合は、書面にてRTAに届出るものとし、RTAが届出を受理することによって退会が承認される。
② 途中退会時における年会費の返金は行なわない。
③ 加入者が加入期間満了時に更新申込をしない場合には、退会をしたものとみなす。
④ 加入者がRTAを退会した場合は加入者としての全ての権利を失う。
⑤ 加入者がRTAを退会した後においても、本規約及び「ロイヤルセラピスト協会認定講座受講規約」に服するものとする。

第１１条(除名)

① 加入者が本規約の定めに反する行為を行った場合及びRTAとの信頼関係を失う行為を行った場合には、RTAは加入者を除名するものとする。この場合、加入者は当該除名処分について一切異議を申し立てない。
② 加入者が除名処分となった後においても、本規約ならびに「ロイヤルセラピスト協会認定講座受講規約」に服するものとする。

第１２条(損害賠償)

① 加入者が本規約の定めに反する行為を行った場合、加入者はRTAに、当該違反行為によって得た受講料、商品代金等一切の収受の合計金額と同等の損害賠償義務を負うものとする。なお、RTAの被る損害が上記金額を超える場合には、加入者は、RTAの被った一切の損害を賠償する義務を負う。
② 加入者がそれ以外の定めに反した場合には、加入者はRTAの被った一切の損害を賠償する義務を負う。

第１３条(管轄)

本規約に基づく加入者とRTAとの間の紛争については、東京地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

私は貴協会に加入し、加入者として活動するにあたり、上記規約を遵守することを約束します。私が上記規約を遵守しなかった場合、加入資格を取り消されることについて予め了承するとともに、貴協会から損害賠償の請求を受けても異議を申し立てません。

ロイヤルセラピスト協会　御中

西暦　　年　　月　　日

住所

フリ　ガナ
氏　名(住民票の氏名)　　㊞　　(セラピスト名　　)

【RTA8 桁 ID 記入欄　鉛筆不可　太めの黒で記入】